

真のタックスプレイヤーをめざす

UENO

謹賀新年



佐藤法人会会長

奥村税務署長

牛



NO.496



公益社団法人
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>



上野法人会 佐藤会長

新年のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。

令和3年の年頭にあたり謹んでお祝いのご挨拶を申し上げます。

コロナ禍の収束が見通せない中での新年ですが、会員の皆様方には健やかな新年をお迎えになられた事とお慶び申し上げます。また、法人会事業につきまして、日頃より格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

旧年は新型コロナの影響により、当会も多くの事業が中止や延期に追い込まれました。通常総会については、万全の感染対策によって何とか実施させて頂きました。その他のセミナーもオンラインの開催に挑戦したり、規模を縮小しての開催などを行いました。多くの役員、会員の皆様のご協力を頂いたこと感謝申し上げます。

厳しい状況の中でも、管内9つの小学校を対象とした、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」は多くの応募を頂き、青年部会による「税金ジュニアスクール」も順調に実施しております。いずれも次代を担う生徒たちへの税の啓発活動を昨年同様に実施出来た事、部会メンバーの努力と東京上野税務署長奥村信一様はじめ、東京上野署幹部の方々のご協力の賜物と改めて感謝いたします。

新型コロナの影響が長期化しています。全ての業種の業況が悪いわけではありませんが、観光、飲食、小売など一般消費者を顧客とする業種の企業にとっては、厳しい状況が続いています。新しい生活様式への対応、三密対策など感染防止、リモートワークの実施、業態転換、新商品、新サービスの開発への挑戦など様々な経営努力をされていることと存じます。

政府も一次、二次で57兆円の補正予算で各種の財政支援が実施され、多くの助成金により、中小企業を支えています。政府には引き続きの支援をお願いしたいと存じます。感染防止対策と経済活性化の難しい両立を目指して、困難な政治指導力の発揮が求められます。

さて、法人会は税を考える公益法人として、「税制改正に関する提言」を行っています。

令和3年度の税制改正スローガンは、

- コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！
- 厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

今年も会員皆様の状況をお聞きし、地域企業、地域社会の健全な発展に貢献する事業を実施してまいります。引き続きご支援、ご協力をお願いいたします。

一日も早い新型コロナの収束と、会員皆様の事業のご繁栄とご健勝、ご多幸を心から祈念申し上げ新年の挨拶といたします。

公益社団法人上野法人会 会長 佐藤 一也



昨年7月10日の国税庁定期人事異動で、東京上野税務署では前署長の尾内信之氏の後任として、奥村信一氏が第57代署長として着任されました。

例年であれば当会の佐藤会長と広報委員が直接署長のもとに訪問し、対談形式でインタビューを行っていましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大している中でもあることから、恒例の「新春対談」は取り止めとしました。

代わりにインタビュー項目に対し、奥村署長に文書でお答えいただく方式を行い、紙上インタビューとさせていただきます。

○ 国税における経歴について

採用後、新規採用職員としての教育を受けるため、まず税務大学校熊本研修所に入校し、1年間、税務職員としての「いろは」をみっちり叩き込まれました。研修所卒業後は、地元の福岡か、または、東京・名古屋・大阪のいずれかの国税局において勤務する選択肢がありましたので、私は夜間大学に通いながら何か資格が取れればと思い、東京国税局への出向を希望して、上京しました。

昭和55年、京橋署の資料部門がスタートで、法定資料の収集・監査が主な仕事でした。当時、千代田区にあった神田寮(独身寮)に入り、そこから京橋署に通勤し、仕事が終わってから、署と同じ中央区の晴海にある都立商科短期大学に通っていました。商科短期大学は公立短大のため、卒業まで3年間要するわけですが、最初の2年間の成績が特に優秀な場合、学則において3年目の学費が免除されるという規定があり、学費を少しでも減らして小遣いに充てたい思いから、一生懸命勉強して学費免除を狙いました。幸いに各教科目の成績も順調で、このまま行けばと期待していたところ、2年目の途中で学則改正があり、免除の規定が削除されました。残念！

少し話が夜学の方に逸れましたので、職場の話に戻しますが、京橋署の資料部門から、署内異動で法人税部門に転課し、その後、練馬署、江東東署と転勤した後、税務大学校へ出向し、そこから連続8年間、税大で勤務することになりました。8年間の内、係員を4年、係長を4年経験しましたが、この間、若松町校舎(主に本科担当)を皮切りに、船橋校舎(専科担当)、和光校舎及び霞が関事務室において、寮務、学務及び教務の事務を担当しました。

なお、和光校舎は、平成10年に国の行政機関等の移転の一環として、若松町校舎及び船橋校舎を統合して新設された校舎であり、私は校舎の移転にも携わることができ大変ではありましたが、貴重な経験をさせていただきました。その後、国税庁の監察官室の係長へ異動した後、麻布署の法人統括官、新宿署及び神田署の税理士専門官、局法人課税課国際官などを経験した後、再び税大に戻り、立川署及び麴町署の副署長、渋谷署徴収特官、税大教授、調査部統括官、北沢署長などを経て、税大総務課長、そして昨年税大東京研修所長、というのが主な経歴です。

これまでいろいろな仕事を経験してきましたが、国税組織を支えるのは「人」であり、その主要な育成を担う税大での勤務が通算16年ということで一番長かったわけですが、この経験を大変誇りに思っています。

○ 出身・趣味についてお聞かせください

出身は福岡県の南東部に位置する豊前(ぶぜん)市で、福沢諭吉が幼少期に過ごした大分県中津市に隣接する市です。小・中学校は地元の学校に通っていましたが、数学と理科が得意でしたので、高校は中津市にある県立中津北高校の理数科に進み、将来、数学か物理の高校教師になればと思っていました。豊前市には、標高1,130mの犬ヶ岳があり、ブナ林と笹との間から紅い指定天然記念物「ツクシヤクナゲ」が群生し、ゴールデンウィーク頃が見頃です。「海と山に囲まれた住みよいまち豊前市」には是非いらっしゃってください。

趣味は旅行と音楽鑑賞、それから体を動かすことです。

旅行については、北海道の利尻島・礼文島から沖縄の石垣島・西表島まで全国のほとんどの地域に行きました。昔は家族で海外旅行にも出掛けていましたが、最近は専ら国内旅行に魅力を感じており、行っていない場所を探しては出掛けています。

旅行の醍醐味は、旅先で普段触れることのない空気や食事、歴史を感じながらの観光、宿のもてなしなど、日常の喧騒を忘れ、心身共に癒されることにあるかと思えます。また、旅行から自宅に戻ってきた際、「やっぱり我が家は落ち着く」といった気持ちになれるのも、旅行の副次的な効果だと感じています。

音楽鑑賞については、高校時代、受験勉強の合間にラジオに耳を傾けていた頃、ビートルズの「レット・イット・ビー」が流れていて、この曲が今でも気に入っており、時々聴いています。私はこの曲の意味するところ、「自然のなりゆきに任せろ」といった勝手な解釈をしていましたが、当時の自分の心境にダブらせて聴いていました。最近は、少しスローな癒しのある曲を好むようになり、アイルランド出身のエンヤの曲などを休日にドライブしながら聴いています。

体を動かすことについては、中学校からテニスをしていましたので、旅先でテニスコートがあればやりますし、健康のためにも良いので、スポーツは何でも好きです。最近は体重増加が気になり、毎週スポーツクラブに通って、マシンジムとジョギングに精を出しています。ジョギングは、学生時代から長距離走が得意で、職場に入ってから国税局の皇居一周駅伝大会に出場したりしていました。暫くの間、出場が途絶えていましたが、7年ほど前から毎年、立川の昭和記念公園で開催される駅伝大会に参加しています。タイムは徐々に落ちていますが、健康増進のために走っています。

○ 座右の銘、または好きな言葉は？

「一期一会」です。

この言葉は、茶道の教えの一つであり、「一生に一度しか会う機会がないような縁であるからこそ、その出会いを大切にしなければならない」という意味があります。世の中狭いもので、一度出会った人と再び何処かで会うことがあり、その際、最初に出会った時の話題で上手くコミュニケーションが図れることがあります。より多くの人との出会いや面識があることは、その人にとっての財産であると思えます。

○ 最近、嬉しかったことはなんですか？

税務署では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、期限内に申告することが困難だった方については、期限を区切らず柔軟に受付をするほか、新たに成立した税制上の各種措置などに関する相談対応などを行っています。

通常と異なる業務も多々あり、現場の職員の中には混乱もあったかと思いますが、この状況に対応するため、部門や職員個人の業務範囲の垣根を越え、職員が一致団結し、職務に当たりました。そのような職員の姿を見ることができ、大変嬉しく思うと同時に、国税組織を支えるのは「人」であると、改めて感じました。

○ 昨年（令和2年）の印象深い出来事について

令和2年当初、「新型コロナウイルス感染症」がここまで社会情勢及び人々の行動に影響を与えるとは、思いもよりませんでした。

世界各国に感染が広がり、感染拡大を防止するため、入国制限措置などを導入したことから、「ヒト・モノ」の移動が世界的に停滞しました。日本でも緊急事態宣言が発出され、「人と人との距離の確保」をはじめとした基本的な感染対策など、「新しい生活様式」の定着が求められています。

社会の急激な変化になんだか寂しさを感じつつ、時代に合った税務行政について考えさせられた年でもありました。

○ 令和3年は丑（うし）年ですが、丑年のイメージは？

丑年のイメージは、粘り強くもゆったりとしているイメージがあり、一步一步着実に目標に近づく印象もあります。令和3年は、粘り強く一步一步より良い方向に進んでいければと思います。

「丑」は、植物の芽がまだ種の中で眠る状態を意味し、物事を始めると伸びやすくなるそうです。令和3年が上野法人会の皆様にとって、吉事が「ギユ」（牛）っと詰まった年でありますよう祈念しております。



○ 東京上野税務署に着任前の上野のイメージと着任後の印象について

私の住まいが埼玉県の大宮駅を最寄り駅としていることもあり、上野駅をよく利用しています。これまでも何度か上野、御徒町、谷中周辺を散策する機会があり、上野は「みどりと歴史と文化がある街」というイメージを強く感じていました。

上野公園、不忍池、谷中霊園などの貴重な自然環境が生活と一体となっており、「春の桜に夏の蓮、秋は紅葉・菊に冬のぼたん」と都会の中であっても四季を感じられ、また、税務署の近くには、美術館、博物館、下町風俗資料館、演芸場などの多くの文化施設があり、上野は江戸時代から積み重ねられてきた歴史・伝統と暮らす街であるとも感じていました。

税務署に着任した後、法人会をはじめ関係民間団体の皆様や地元の方々と話をさせていただくと、温かみと人情味がある方が多い印象を受けました。そのような方々が、我々国税のこともご理解していただいていると思うと、大変心強く思いました。

更に、関係民間団体の皆様や留任した職員などから聞いた情報を基に管内を散策してみると、今までと異なる視点で上野を見ることができ、「このお店は関係民間団体の〇〇さんのお店なんだ」など、新たな発見をすることができました。これからも多彩で粋な文化のある上野に触れ合っていきたいと思っています。

○ コロナ禍での税務署の活動について

新型コロナウイルス感染症の影響により、「税を考える週間」での上野公園クイズラリーや上野法人会と浅草法人会共催の大型講演会（牧野健太郎氏）などが延期となってしまいました。佐藤会長より、講演会では上野・浅草の浮世絵の謎解きを通じて、当時の江戸の生活などを知ることができると同っていましたので、楽しみにしておりましたが、残念に思っております。

そこで、新しい生活様式の下でもできる税の広報活動はないかと思案し、関係民間団体の皆様のご協力を得て、児童館、学童保育などに「やってみよう！税金クイズ」を配布して、税知識の普及に努めております。

また、法人会、税理士会、税務署の3者共催による決算法人説明会及び新設法人説明会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら、再開いたしました。

今後も可能な限り、様々な行事や研修会などに参加し、皆様と意見交換や税の広報活動をしていきたいと思っております。

○ 上野法人会に今後期待すること

上野法人会の皆様方におかれましては、「税金ジュニアスクール」や「税に関する絵はがきコンクール」をはじめとした税の啓発活動、「決算法人説明会」などの研修会で適正な税知識の普及にご尽力いただき、感謝しております。

先日、根岸小学校で行われた「税金ジュニアスクール」を見学しましたが、子供たちが青年部会の方々の呼びかけに対して、積極的に答えるなど活発な授業を行っていただきました。今後とも、上野地域に根差した社会貢献活動や租税教育活動など、魅力ある事業活動が実施されますことをご期待申し上げます。

間もなく、令和2年分の所得税等の確定申告の時期を迎えます。昨年と同様、上野合同庁舎において、東京上野、浅草、小石川及び本郷税務署の4署合同で、申告書作成会場を開設する予定ですが、皆様を含め、皆様の従業員の方におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、自宅等からパソコンやスマートフォンなどで e-Tax による申告をお願いいたします。

これまで長年にわたり培ってきた上野法人会と東京上野税務署との信頼関係を堅持しつつ、「モー」（牛）っと良好な関係の構築に努め、一層の連携・協調を図ってまいりますので、引き続き税務行政へのご協力とご支援をよろしくお願い申し上げます。



令和2年度 当会受彰者ご披露

東京国税局長表彰

受彰
金海 幸男 氏



台東都税事務所 税務功労者所長感謝状

受彰
桑原 伸夫 氏



東京上野税務署 納税表彰受彰者

令和2年11月12日(木) 13:30～東京上野税務署 署長室

例年行われている納税表彰式は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より式典は中止になりましたが、規模を縮小し、最少人数の参加者により東京上野税務署で表彰式が行われました。

署長表彰



宮澤 利一 氏



上野 洋 氏



高谷 禎宣 氏

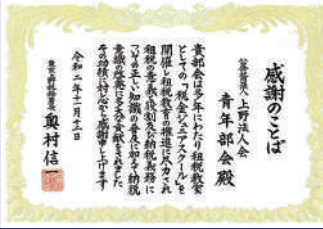
署長感謝状



小泉 隆幸 氏

感謝のことは受彰者

公益社団法人 上野法人会
青年部会



青年部会長
森重 伸悟 氏



令和3年度税制改正に関する提言

令和2年11月4日(水) 衆議院第一議員会館

東法連第2ブロックの小石川、本郷、上野、浅草の4法人会では「令和3年度税制改正要望」を衆議院議員の辻清人氏、松島みどり氏の事務所へ陳情に行きました。当会からは栗原税制委員長が出席し、実状の説明と要望の提言を行いました。



(左端) 栗原税制委員長、(右から2人目) 松島議員 ▶

税制委員会

◀(右から2人目) 栗原税制委員長、
(左から4人目) 辻議員



親会事業

第1回総務委員会

令和2年11月18日(水) 11:00～朝日信用金庫西町ビル7階

総務委員会(永井委員長)が開催され、第4回理事会議案等について話し合いを行いました。



第1回広報委員会

令和2年11月30日(月) 11:00～朝日信用金庫西町ビル7階

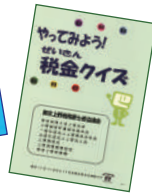
広報委員会(木村委員長)が開催され、上野法人会ホームページの刷新等について話し合いを行いました。



青年部会報告

租税教室

「税金ジュニアスクール」



今年で17回目となる青年部会（森重伸悟部会長）主催租税教室「税金ジュニアスクール」は新型コロナウイルス感染症対策を講じ、今年度も台東区内小学校で実施いたします。11月に忍岡小学校、12月に東泉小学校、谷中小学校、根岸小学校、金曾木小学校、平成小学校で開催しました。

忍岡小学校

令和2年11月10日（火）
10:10～10:55



東泉小学校

令和2年12月15日（火）
10:35～11:20



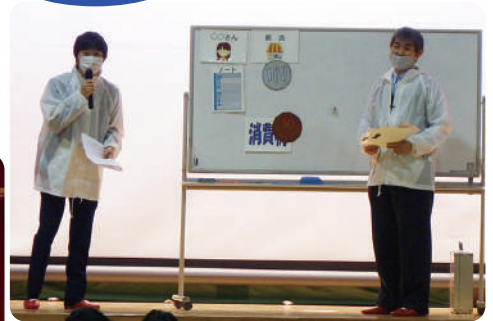
谷中小学校

令和2年12月18日（金）
8:55～9:40



根岸小学校

令和2年12月22日（火）
10:30～11:15



金曾木小学校

令和2年12月23日（水）
10:40～11:25



平成小学校

令和2年12月24日（木）
11:30～12:15



キザニア東京「TAX WEEK 2020」

東法連「税を考える週間」協賛

東法連では、11月11日～17日の「税を考える週間」に合わせ、キザニア東京にて期間限定の「TAX OFFICE・税務署」ブースを開設、来場の子供達に税務職員の体験をしてもらいました。並みいる人気ブースに負けず劣らず、好評を博していました。

内容は税務広報官と税務調査の2種類。コロナ禍によって、税金による経済支援などで税に注目が集まる中、調査官は実際に他のブースを訪問し、消費税の計算と申告内容の調査をしました。広報官は税金について勉強した後、税の役割などを来場者に伝える「税金セミナー」を開催しました。

参加した子供達は、真剣な顔で電卓を使って大きな桁の数字を計算したり、調査の前に自己紹介をして、きちんと調査内容を伝えたり、セミナーでは大きな声でしっかりと来場者に伝わるように頑張っていました。子供達が今回の活動を通して税金に関心を持ち、納税の大切さを学んでくれたと思います。

<写真・文 田中青年幹事>





くれている存在です。

そんなお客様から戴く、「ちょっと難しいオーダー」とか「ちょっと変わったオーダー」は、自社にその能力があると、お客様が判断した証拠です。

そのようなお客様からのオーダーを、社内で棚卸してみると、「我が社はこんなことができると思われているんだ」と、自社の可能性に気づかされる 경우가多々あります。

世界中がコロナ禍に見舞われ、観光、外食から始まった経営環境の急激な悪化は、今やほぼ全ての産業に広がったと言ってよいでしょう。

増益傾向は、IT・医療・大型小売店といった限られた業界にとどまっています。しかし、それ以外の業界の事業者も、波にのまれてばかりでは生きていけません。何としても新たな事業を生み出し、自社を救い、成長軌道に乗せなければなりません。

新たな事業は、どうやって生み出せばよいでしょうか。常日頃から準備をしておくことだと言ってしまえばそれまでですが、「今、この瞬間にも、必要なんだ」という場合のやり方をご紹介しますと思います。

「種」を見つける

事業を生み出すプロセスは、大きく、①事業の「種」を見つける、②流れを見直す、③小さく試して結果を見る、④うまくいきそうなものに投資する、の4つに分かれます。中でも、最初のステップである、事業の「種」を見つけることが、多くの企業で喫緊の課題ではないでしょうか。

事業の「種」の見つけ方の第一は、世の中の変化にあります。

例えば、働き方改革が進む中でのコロナ禍は、リモートワークを後押しすることになりました。突然生まれた職住一体の状況は、新しいサービスや時間の使い方、あるいは住宅まで要求しました。

また、IoTやAI、5Gといった技術の進歩も見逃せません。従来は、熟練した人間が担っていた判断や処理を、より多くのデータをもとに自動化できるようになっています。逆に言えば、人的資源が少ない中小企業でも、洗練したサービスが提供できるということでもあります。

事業の「種」の見つけ方の第二は、お客様からの要求を振返ることです。お客様は、自社の製品やサービスが持つ価値に対して、対価を払ってくれる人です。

言い換えれば、自社の価値を最も現実的に見て

世の中の変化もお客様の要求も、よく分らない場合には、自社の商品の意味づけや使い道、お客様を変えることを考えます。

例えば、瞬間接着剤は百貨ショップでも売られていますが、その用途を「割れた爪の補修用」とすると、千円前後の値段で売れるようになります。他にも、米の小売店が品質の高い米を「お食い初め」用として、パッケージングして売値を二倍以上にしたという事例もあります。

用途だけではなく、お客様そのものを変えてしまうことも、可能です。

例えば「男性向けに展開していた商品を、女性向けに展開できないか」、「子ども向けに展開していた商品を、大人向けに展開できないか」と、考えてみてはどうでしょう。

例えば、低スペックのタブレットの外装をかわい子子ども向けのものにして、機能を限定して提供している事例があります。

大人と同じように操作して、ゲームができるようにするなら、技術的には使い古したもので十分に稼ぐことができます。

また、屋外での活動に適した作業服を、おしゃれなタウンウェアにし、女性からも高い評価を得ている事例もあります。目の前のお客様以外の人で、喜んでくれる人が、他にもいるかもしれません。

このように、自社の製品・サービスを、少し特殊な用途に転用できないか、これまでと違ったお客様に提供できないかを考えてみるのが、「種」の第三の見つけ方です。

流れを見直す

「種」を見いだしたら、次は「ビジネスの流れを見直す」ことを考えます。これは、商品の生み出し方、届け方、それらを支える仕組みを、儲かりやすい形に調整するという事です。

流れを見直す視点の第一は、「利益が出やすい状況」をつくることです。

例えば、競合が非常に多い市場では、価格競争も激しく、利益が出にくくなります。逆に、自社が圧倒的なシェアを持てる市場では、利益が出やすくなります。中小企業の場合、大きな市場で最大シェアを獲得するのは困難ですので、逆に自社が圧倒的なシェアを持てるほどに、市場を絞り込むことが重要です。

「狭い市場を独占する」ことを目指して、独占できるくらいにまで市場を絞り込み、それに合わせたお客様との関係性づくりや、製造プロセスの強化、人材育成の仕組みづくりに取り組みます。

流れを見直す視点は、他にもあります。

それは、事業の中での役割分担を変えるというものです。ヒト、モノ、カネ、そして知識のどれを自社が担うかで、ビジネスの形は大きく変わります。

他の人のビジネスに資金を投資して利回りを得るという形もあれば、誰かが所有する店のオペレーションを担うことに特化することもできます。

ノウハウだけを提供したり、商品の企画に特化したり、ブランドの管理に集中するという方法もあるでしょう。複数の役割を組み合わせることも可能です。

他社との役割分担の形によって、自社が磨くべき強みも変わってきます。

その強みがとがったものになればなるほど、より大きな仕事で主導権を握ることができるようになります。

小さく試して結果を見る

経営者や経営幹部が種を見つけ、流れを見直すところまで進んだとしても、この段階では、うまくいかどうかわからない部分が沢山あります。

それらに対して、多額の投資をして、うまくいかなかった場合のダメージが大きくなるような進め方をするわけにはいきません。

そのようなリスクを回避するために、うまくいかどうかを小さく試してみることで、すなわち仮説検証の繰り返しが必要になります。

商品のプロトタイプを作り、市場の反応を見るというのは、その典型です。

当然、この仮説検証は「素早い」ことが必要で、それができる人材も当然必要になります。

素早い仮説検証の中で、うまくいきそうなものが見えてきたら、そこに人や資金を投資していきます。

このようにして、新たな事業は生み出されるのです。

しぶとく生き続ける創発経営

多くの会社は、基本的な会社の方向性を定めて、経営計画に落とし込みます。

経営計画の中には、組織をどうするか、機械をどう入れるか、店をどう展開するか、部署をどうするかといった「しくみ」と、全社の方向性に沿った従業員の「行動」が定められます。

このように、経営計画の中に「しくみ」や「行動」まで落とし込まれた戦略を「計画的戦略」と呼びます。

一方で、基本的な会社の方向性を守りつつ、「その方向性ならこんな事もできるのではないか」というアイデアと行動を促進して、その中から見込みのあるものを戦略の中に吸収して、戦略そのものを進化させる「創発的戦略」という戦略もあります。

これは、事業を生み出すプロセスの「①事業の「種」を見つける、②流れを見直す、③小さく試して結果を見る」という部分を、現場の従業員が自らの意思で進め、「④うまくいきそうなものに投資する」という部分を経営者が担い、全体戦略を進化させるものです。

現在、ビール業界で大きなシェアを持つ「アサヒスーパードライ」は、現場の若手社員が半ば勝手に商品を開発し、テストマーケティングまで行って生まれたものです。

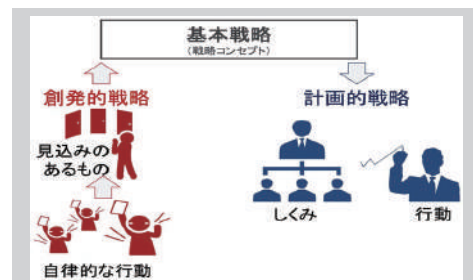
それを上司が、「これはいける」とトップに話をし、トップもそれに応じて生産体制を整え、一気に売り出した結果、大きなシェアを獲得したのです。

日本では、大企業でもこの「創発的戦略」が展開されてきました。

会社の方向性を守りつつ、チャレンジすることができる人材とそれを許す組織を育てること。

社内の様々なチャレンジに対して、「勝手なことをしている！」と抑制するのではなく、そういったチャレンジの中から出てきた、「うまくいきそうなもの」に投資して全体戦略に取り込む。

それが、しぶとく生き続ける企業をつくる「創発経営」なのです。



税務署からのお知らせ

令和2年分(令和2年1月1日~令和2年12月31日まで) 確定申告について

台東区の方の申告書作成会場を

令和3年 2月16日(火)~
上野合同庁舎(東京上野税務署)に開設します。
(東京上野税務署・浅草税務署・小石川税務署及び本郷税務署
の合同会場として開設します。)

※令和3年2月15日(月)
以前は、申告書作成会場は
ありません

- 【期間】 令和3年 2月16日(火)~ 3月15日(月)
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
- 【会場】 上野合同庁舎(東京上野税務署)
台東区池之端1-2-22
- 【時間】 <受付> 午前8時30分から午後4時まで(提出は午後5時まで)
<相談> 午前9時15分から午後5時まで

- ☆ 混雑回避のため「入場整理券」をお配りする予定です。なお、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
- ☆ ご来場の際は、マスクを着用の上、できる限り少人数でお越しください。
- ☆ 入場の際に検温を実施しており37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- ☆ お車での来場はご遠慮ください。

【問合せ先】 東京上野税務署 TEL03(3821)9001(代表)
※お電話は、自動音声によりご案内しており、担当者がご用件にお答えします。

☆ 令和2年分の申告・納税期限等は次のとおりです。

申告の種類	申告・納税期限	振替納付日
所得税及び復興特別所得税	3月15日(月)	4月19日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	3月31日(水)	4月23日(金)
贈与税	3月15日(月)	

閉庁日の対応
について

東京上野税務署では、土曜日・日曜日及び祝日は執務を行っていませんが、**令和3年2月21日(日)**、及び**2月28日(日)**に限り、**東京国税局**で確定申告書作成のアドバイス等を行います。

東京国税局 中央区築地5-3-1(1階会議室)

<受付時間> 午前8時30分から午後4時まで <最寄駅>
<相談時間> 午前9時15分から 都営地下鉄大江戸線 築地市場駅 A2・A3出口 徒歩1分

申告書にはマイナンバーの記載が必要です!

確定申告書等を税務署へ提出する際は、“**毎回**”マイナンバーの記載と、本人確認書類(番号確認書類及び身元確認書類)の提示又は写しの添付が必要です。

《本人確認書類の例》

- ① マイナンバーカード(個人番号カード)のみ(【番号確認書類】と【身元確認書類】を兼ねています。)
- ② 通知カードなど【番号確認書類】+運転免許証や公的医療保険の被保険者証など【身元確認書類】

※1 郵送にて申告書を提出する場合は、①の写し(表裏両面)又は②の写しを添付してください。

※2 ご自宅からe-Taxで送信する場合は、本人確認書類の提示又は写しの提出は不要です。





新年あけましておめでとうございます
 今年は、消費税軽減税率に関するクイズにチャレンジ!



1 軽減税率の対象となるのはどちらでしょうか。
 ・みりん（酒税法に規定するもの）
 ・料理酒（飲用できないようにしたもの）

【正解】 料理酒（飲用できないようにしたもの）
〈解説〉 酒税法に規定する「みりん」などの酒類は、軽減税率の対象である「飲食物品」に該当しません。
〈参考〉 次のものは、酒税法に規定する酒類に該当せず、「飲食物品」に該当しますので、軽減税率の適用対象となります。
 ①料理酒などの発酵調味料（アルコール分が一度以上であるものの塩などを加えることにより飲用できないようにしたもの）
 ②みりん風調味料（アルコール分が一度未満のもの）

2 食品添加物として食品表示法に規定する表示をしている「重曹」の販売は、軽減税率の対象となる。○か×か。

【正解】 ○
〈解説〉 人の飲用又は食用に供されるものである食品添加物として販売される重曹は、「食品」に該当し、軽減税率の対象となります。
〈参考〉 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいます。

3 食品保存用の氷の販売は、軽減税率の対象となる。○か×か。

【正解】 ×
〈解説〉 かき氷に用いられる氷や飲料に入れて使用される氷など、人の飲用又は食用に供されるものである食用氷は食品に該当し、軽減税率の対象となりますが、ドライアイスや保存用の氷は、人の飲用又は食用に供されるものではないため軽減税率の対象となりません。

4 飲食物品の通信販売は、軽減税率の対象となる。○か×か。

【正解】 ○
〈解説〉 インターネット等を利用した通信販売であっても、販売する商品が「飲食物品」に該当する場合には、「飲食物品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

5 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の対象となる。○か×か。

【正解】 ×
〈解説〉 「食品」の原材料となるワインなどであっても、酒税法に規定する酒類は、軽減税率の対象である「飲食物品」に該当せず、その販売は軽減税率の対象とはなりません。

6 食品添加物として炭酸ガスを飲食店等に金属ポンペに充てんされた状態（なお、使用後の空ポンペは、飲食店等から回収し、仕入先に返却している）で販売する場合、軽減税率の適用対象となる。○か×か。

【正解】 ○
〈解説〉 食品衛生法に規定する「添加物」として販売される炭酸ガスは、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の対象となります。なお、炭酸ガスが充てんされた金属ポンペは、炭酸ガスの販売に付帯して通常必要なものとして使用されるものであるため、金属ポンペについて別途対価を徴している場合を除き、金属ポンペも含め「飲食物品の譲渡」に該当し、軽減税率の対象となります。

7 喫茶店業者が行う自らの喫茶店で使用できる5枚つづりのコーヒーチケット（引換えに提供するコーヒーは、店内で飲むことも、持ち帰ることも可能）の販売は、チケット販売時に顧客に意思確認を行い、軽減税率の対象となるか判定する。○か×か。

【正解】 ×
〈解説〉 「食品の提供」に該当するの、又は「持ち帰り」に該当するの、その飲食物品の提供等を行った時点において顧客に意思確認を行うなどにより判定することとされています。コーヒーチケットとの引換えによるコーヒーの提供は、顧客にコーヒーを提供した時に消費税の課税の対象となります。このため、顧客にコーヒーを提供する時に、顧客に対して店内飲食か持ち帰りかの意思確認を行うなどの方法により、軽減税率の対象となるかどうかを判定することとなります。
〈参考〉 コーヒーチケット（物品切手）の発行は、消費税の課税の対象外です。しかしながら、コーヒーチケットを発行した際に、発行時の売上げ計上と合わせて、消費税の課税の対象とする方法も継続適用を要件として認められていますが、店内飲食と持ち帰り用の共用のコーヒーチケットでは、その発行時点において適用税率を判定することはできません。このため、例えば、店内飲食用のチケットと持ち帰り用のチケットを区分して発行するといった対応も考えられます。



表紙 << 謹賀新年 >> 題字：広報委員 井田智佐子 揮毫

令和3年1月発行 ■ 発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■ 発行所 公益社団法人上野法人会
 (〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)



© '03, '20 SANRIO
APPR No. G604562

本店/東京都台東区台東2-8-2 本部/東京都千代田区東神田2-1-2



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫